

石川輪島漆芸美術館公式マスコットキャラクターわんじまデザインの 使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「石川県輪島漆芸美術館公式マスコットキャラクターわんじま(以下「キャラクター」という。)」デザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 デザインを含むキャラクターに関する一切の権利は、公益財団法人輪島漆芸美術館(以下「美術館」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターデザインを使用しようとする者は、美術館と使用許諾契約を締結しなければならない。ただし、当該使用が次の各号に該当する場合は、あらかじめ申請を行い、美術館の許諾を受けることをもって足りるものとする。

ア 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するとき。

イ 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。

ウ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。

エ 出版社、旅行会社等が使用する場で、輪島市への誘客効果が期待できるとき。

オ その他美術館が適当であると認めるとき。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書に次の書類を添えて、美術館に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) キャラクターデザインの使用状況がわかる見本等

(3) その他美術館が必要と認める書類

(使用の許諾)

第4条 美術館は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が適切と認めるときは、使用を許諾することができる。

2 美術館は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第5条 キャラクターデザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、美術館は使用を許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 美術館の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売

する場合

- (6) キャラクターデザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合
- (10) 使用期間が長過ぎると認められた場合
- (11) その他使用が不相当であると美術館が認める場合

(使用料)

第6条 キャラクターデザインの使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を速やかに提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 当該使用に係る物件に、常時視認できる位置及び大きさに「石川県輪島漆芸美術館」又は「Wajima Museum of Urushi Art」のいずれか、もしくは両方を表記すること。
- (4) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第9条 使用者がすでに受けた使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書を美術館に提出し、美術館の許諾を受けなければならない。

2 美術館は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書を交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 美術館は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第4条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクターデザインの使用継続が不相当であると美術館が認める場合

- 2 美術館は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 美術館は、使用者にキャラクターデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許諾とは、使用者が自己の商標や意匠とするなど独占してキャラクターデザインを使用する権利の付与並びに商品及び使用者に対して美術館の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 美術館は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 美術館は、キャラクターデザインの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、キャラクターデザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、美術館に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクターデザインの使用に際して故意又は過失により美術館に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を美術館に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 美術館は、キャラクターデザインの使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び使用した商品等に関する情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、美術館が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、キャラクターデザインの使用に関し必要な事項は、美術館が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。